



令和3年2月1日

会津若松市長 室井照平 様

会津若松市特別職報酬等審議会
会長 石光真



特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和2年7月31日付け2人第533号で諮問を受けましたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

本審議会は、令和2年7月31日に、市長から会津若松市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、「特別職の報酬等の額の改定について」の諮問を受けた。

現行の額は平成24年度の審議会からの答申を受けて、平成25年1月1日に改定されたものである。その後、平成28年度に開催された審議会においては、据え置くことが適当であるとされ、今回4年ぶりに改定の要否について検討を要請されたものである。

本審議会は、公共的団体等の代表者、学識経験者に加え市民公募の委員も参加し、幅広い関係資料を集めたうえで、計6回の審議会を開催し、慎重に検討を行ったものである。

2 本審議会の意見

(1) 答申

市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料額並びに議長、副議長及び議員の報酬額については、据え置くことが適当である。

(2) 審議の経過

① 過去の改定経過

かつての本審議会においては、県内他市との均衡を重視して、特別職の給料及び議員報酬の額を決定していた。その後、本市の財政状況が極めて厳しい状況にあつた平成15年度の本審議会においては、これまでの県内他市との均衡から全国の類似団体都市との均衡を重視する考え方へ変更し、市長の給料▲13.0%をはじめとした引下げ改定とした。

その後9年ぶりの開催となった平成24年度の審議会においては、類似団体都市との均衡、職員の平均給料額の推移、市税収入の推移などの点を踏まえ、▲7.0%の引下げ改定とした。

平成28年度の審議会においては、全国の類似団体都市の状況を重視しつつ、本市の財政状況や歳入における市税の見通し、経済情勢等を総合的に勘案して審議が行われ、据え置くことが妥当との結論に至った。

② 現行水準に対する認識

本市の特別職の給料及び議員報酬の額は、全国の類似団体都市と比較すると、いずれもその平均額を下回っている。具体的には、市長▲1.26%（▲11,931円）、副市長▲4.32%（▲33,914円）、上下水道事業管理者▲3.01%（▲20,763円）、教育長▲5.92%（▲42,041円）、常勤の監査委員▲9.80%（▲62,500円）という状況にある。議員についても同様であり、議長▲9.35%（▲53,014円）、副議長

▲5.88%（▲29,806円）、議員▲5.39%（▲25,463円）という状況にある。その較差は、前回審議会が開催された4年前に比べて拡大している。

なお、県内他市との比較においては、13市を額の高い順に並べると、市長、副市長が13市中11番目、教育長が12番目など、人口規模及び財政規模が本市よりも小さい市よりも下位に位置している。

③ 審議の基本的視点

特別職の給料等の決定にあたっては、一般的に、

- ・ 職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること（職務責任原則）
- ・ 当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失わないものであること（均衡原則）
- ・ 物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること（状況原則）

これらを総合的に勘案して決定するのが妥当とされる。

本審議会においては、これらの原則を踏まえ、人事院勧告等の状況、過去における特別職の給与改定の状況、過去における一般職の給与改定の状況、類似団体都市等との報酬額等や財政状況の比較、県内の他市の特別職の報酬額等の状況、本市の人口推移や財政状況等並びに地域経済の状況などの視点から、慎重に審議を行った。

(3) 答申の理由

① 我が国全体が人口減少社会に移行するなか、本市の人口は本審議会が前回開催された平成28年度から昨年度までの4年間で約3,000人（▲2.5%）減少したが、本市の財政状況を見ると歳入全体に占める市税や地方交付税等の「主な一般財源の割合」については、この4年間、若干の増減はあるものの、大きな変化はなく推移してきた。

特に市税については、概ね153億円台で推移し、人口と異なり横ばいで推移してきた。財政運営の硬直性や厳しさの度合いを示す経常収支比率は90.7%で、類似団体都市の平均94.5%を下回る状況にある。

また、この間において、一般職の月例給は、プラスの給与改定が続いてきた。

② このような状況を見ると、類似団体都市の平均値との差が、職によっては▲1.26%～▲9.80%、月額にして11,931円～62,500円低い水準にある特別職の給料及び議員報酬の額について、平時であれば、その職責と職務内容を踏まえ、引き上げを検討して良い状況にあると言える。

③ しかしながら、令和2年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、同年4月16日には「緊急事態宣言」が全国に拡大され、感染拡大による日本経済への影響は甚大で、景気は急速に悪化した。その後も、日本経済は最悪の状態は脱したものの、依然として厳しい状況にある。県が毎月とりまとめて公表している「最近の県経済動向」（同年12月24日公表）においても、「県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている」とされている。

④ 本市の主要産業である観光業については、コロナ禍の影響を強く受けており、本市独自の緊急経済対策や国の「Go To キャンペーン」、県の「県民割」等の効果もあって回復基調にはあったが、全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波の急速な拡がりにより、令和2年12月の「Go To キャンペーン」の一時停止に加えて、本年1月8日には首都圏の1都3県に2度目の「緊急事態宣言」が発出され、その後もその区域が拡大されるなど先行きの不透明さが増している。こうしたコロナ禍による外出自粛等の影響は、本市の農業や商工業にも深刻な影響を与えていた。

⑤ このような状況のもと、本年度の県人事委員会は、昨年度まで6年連続でプラス改定が続いてきた県職員の月例給について、令和2年11月9日に据え置きの報告を行った。

⑥ 先に記したような地域経済の状況を踏まえ、今後において本市の市税収入の減少は不可避と考えられる。市が令和2年10月に公表した「中期財政見通し」においては、法人市民税の税制改正、固定資産税の評価替え、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による減収を含めて、令和2年度決算見込額と比較して令和3年度においては8億円の市税減少を見込んでいたと聞く。

⑦ このような現在の地域経済の状況、さらには今後の社会経済情勢の先行き不透明さ等を勘案すると、本市の特別職の給料及び議員報酬の額が全国の類似団体都市と比較して低い水準にあることを認識しつつも、現時点において、特別職の給料及び議員報酬の額の引き上げを行うことには躊躇せざるを得ず、こうした諸般の情勢を踏まえて総合的に判断すると、今回は据え置くことが妥当であるとの考え方で全員一致したものである。

3 附帯意見

特別職報酬等審議会の審議を重ねてきた経過で、次の点について特に意見があったので、答申の附帯意見とする。

(1) 各種非常勤職員の報酬について

特別職の非常勤職員の報酬等については、今回の特別職の給料及び議員報酬の額を据え置くこととしたことを踏まえ、現時点においては、見直しをする必要性はないとの判断する。

(2) 次回の本審議会の開催時期について

本審議会においては、特別職の給料及び議員報酬の額を審議するにあたり、市民目線で検討するためには、地域経済の状況をより重視しなければならないと考えたところであるが、このコロナ禍は現在もなお進行中であり、その影響をデータに基づいて捉えることができず苦慮したところである。

コロナ禍による地域経済への影響は、今後において各種指標やデータに反映されるものと思われるが、特別職の給料や議員報酬の額については、類似団体都市の水準等に加えて、こうした地域の社会経済情勢についても十分勘案したものであるべきである。

このような考え方立ち、次回の本審議会の開催時期については、これまでの4年毎の例を待たず、中間的な時期に開催するなど、今後の適切な時期を捉えて開催することが望まれる。

(3) その他の意見

【住民1人当たりの議員報酬月額について】

のことについては、前回の本審議会においても、他の類似団体都市と比較して、議員数が多いことが要因ではないかとの意見があり、本審議会は議員定数について意見を述べるものではないものの、今後、議会制度等の研究、検討をする際に、このような点についても考慮されることを望むとする附帯意見が提出された。

本市の市議会においては、この間に議員定数の見直しが行われ、議員定数が2名削減されたところであり、その取組については敬意を表し、評価するものである。引き続き研究、検討を望むものである。